

平成23年4月28日

各部長の長 殿

安全保障委員会委員長

瓜 谷 章

放射線取扱業務従事者の特殊健康診断取り扱いの変更について（通知）

外部から受け入れる放射線取扱業務従事者に係る特殊健康診断について、下記のとおり変更しましたので、今後はこれによりお取り扱い願います。

なお、これに伴い平成22年4月27日付け安全保障委員会委員長通知「放射線取扱業務従事者の特殊健康診断について」（別添）は廃止します。

記

1. 日本学術振興会特別研究員（PD）の特殊健康診断

外部の医療機関で特殊健康診断を受診していない者については、学生の特殊健康診断の際に「学生用」の問診票を使用して受診する。

2. 受託研究員等他機関において労働者としての身分を有する者の特殊健康診断

外部の医療機関で特殊健康診断を受診していない者については、職員の特殊健康診断の際に「職員用」の問診票を使用して受診する。

3. その他

上記以外の外部から受け入れる放射線取扱業務従事者に係る特殊健康診断については、研究支援課総務掛宛てお問い合わせ願います。